

富士宮市中小企業振興実施計画

～中小企業振興アクションプラン～

(令和3年度版)

令和3年6月

富士宮市

目 次

1	目 的	1
2	期 間	1
3	中小企業振興に関する指標	1
4	施策の基本方針	5
5	中小企業振興関連事業		
	【1】事業一覧表	7
	【2】事業概要等	10

1 目 的

市内企業の99%以上を占めている中小企業は、本市の地域経済の活性化を促進し、多くの雇用を受け入れるなど、豊かな市民生活を創り出す担い手として重要な役割を果たしています。富士宮市中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）の目的である中小企業の振興による地域社会の発展及び市民生活の向上を図るため、富士宮市中小企業振興実施計画を策定します。

本実施計画は、条例第3条の基本理念及び第10条の施策の基本方針に沿った施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とします。

また、中小企業振興関連事業については、毎年度施策を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、中小企業振興の主管となる産業振興部に加え、庁内関係部署の関連施策についても、進捗状況に応じて新たな展開ができるように進行管理を行っていかうとするものです。

なお、施策の策定及び実施にあたっては、適宜、富士宮市中小企業振興懇話会の意見を求めるものとします。

2 期 間

本実施計画の期間は、平成28年度が計画初年度となる、第5次富士宮市総合計画基本構想に基づく前期基本計画の期間変更に合わせて、平成28年度から令和3年度までの6年間とします。

また、第5次富士宮市総合計画前期基本計画に基づく実施計画の採択事業の内容などに応じて、本実施計画も更新していきます。

3 中小企業振興に関する指標

第5次富士宮市総合計画前期基本計画の基本目標における「富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）」より、中小企業振興に関する施策の内容及びみんな目指す目標値の内容を一部抜粋しています。

また、成果指標については、その他計画を含め令和3年度の目標値を掲げています。

【産業基盤の構築、地域産業の振興（工業）】

- 企業の実態把握と関係機関との連携を密にする中で、優良・成長産業の企業誘致や地域産業の活性化を進め、産業集積を図ります。
- 独創的な新産業を創出するため、産・学・金・官の連携により、新技術・新製品の開発を積極的に推進します。
- 地域や企業における人材の育成を進めるとともに、新技術・新製品や、地域資源の発掘及び地域ブランドの開発に対する支援により、経営基盤の強化を図ります。
- 中小企業、経済団体、金融機関等との連携を強化し、協働して地域産業の振興を進めます。
- 中小企業が有する革新的な技術を知的財産として保護し、活用を促進するため、知的財産権の取得に要する費用の助成を行います。また、弁理士相談やセミナーなどの実施により、中小企業者の経営戦略を支援します。

- 産・学・金・官の連携を柱に、大企業の解放特許と中小企業の技術力をマッチングし、自社製品の開発に結びつけるなど、顔の見えるネットワークで「大企業と中小企業」「中小企業と中小企業」をつなぐ異業種交流を進めます。

成果指標	現状値 (H26)	→	目標値 (R3)	備考
●製造品出荷額を増やします。	7,750 億円 (平成25年)	→	1 兆円 (R7)	
●知的財産権の取得・活用を目指す事業者を増やします。(相談受付件数)	20 件	→	24 件	

【経営基盤の強化、中心商店街の振興（商業）】

- 中小企業者が生産する製品等が多くの消費者に認識されるように、オリジナル商品の開発、地域産品のブランド化、イベント・物産展参加への支援により、魅力ある新製品の創出と販路拡大を図ります。
- 創業支援を目的として、商工業団体や金融機関等の連携強化を図ります。
- 小口資金・短期経営改善資金等の融資利子補給制度を実施するとともに、融資の相談窓口となる金融機関と連携した支援を行うことで中小企業者の資金調達を円滑にし、経営の安定化を図ります。
- 商工会議所ほか関係団体との連携により、商店街に新たなスポットを創造し、その息吹を商店街に波及させるため、国内外から訪れる観光客にも対応した土産物販売店等の出店・創業を支援します。
- イベントに対する助成や、買い物に不自由する人にも対応した郊外からの新たな来街者を確保する事業を実施することにより、商店街全体の活性化を図ります。
- 中心市街地の拠点である富士山本宮浅間大社や、新たに建設される富士山世界遺産センターを中心に、世界遺産のまちづくり整備事業を推進し、歴史と文化を生かしたにぎわいのあるまちづくりを進めます。

成果指標	現状値 (H26)	→	目標値 (R3)	備考
●市内の商品販売額を維持します。(市内年間商品販売額)	1,103 億円	→	1,103 億円	
●中心商店街の営業店舗を維持します。(営業店舗率)	71.4%	→	71.4%	

【労働環境の改善、働く場所の確保と安定した雇用の創出（労働・雇用）】

- 中小企業向けの福利厚生団体等を支援するとともに勤労者への融資制度の充実を図ります。

- 事業所におけるワークライフバランスを推進するとともに、女性が活躍できる環境整備に努めます。
- 関係機関と連携し、労働ガイダンスを実施することにより、パートや外国人労働者などの待遇の改善を促進します。
- 優良企業の誘致及び既存企業の支援を行うなど、新卒者、離職者等の働く場の確保と就業機会の拡大に努めます。
- 熟練した技能労働者の豊富な経験や知識、技能などを生かすための場と機会の確保に努めます。
- 地域産業の活性化を図り、魅力ある就業の場を創出します。
- 首都圏などからのU I Jターン希望者への就業を支援します。

成果指標	現状値 (H26)	→	目標値 (R3)	備考
●市内で働く勤労者を増やします。	19,212人	→	21,000人	

【食の豊富な資源を生かした産業振興（食）】

- 水を中心とした食・農林水産業・環境・健康の循環を基本に、地域資源を連携させた産業の振興を図ります。
- 豊富な食資源を活用することにより、国内外の販路拡大を推進し、産業振興を図ります。
- 新規就農者の確保や若者にとって魅力ある農業を確立するため、地域の伝統継承と新しい農業や6次産業化などを積極的に進めます。
- 富士山からの良質な伏流水や豊かな自然を生かし、食・健康・医療関連企業の誘致を進めます。
- 世界遺産富士山とその構成資産などの魅力ある観光と豊富な食の連携により、国内外からの誘客を推進します。

【食のネットワーク化による経済の活性化（食）】

- 食に関連する生産者、食関連産業、宿泊施設、飲食店などとのネットワークを拡大し、生産・加工・流通・消費システムの確立を目指します。
- 農林水産業と商工業との連携を図ることにより、地産地消や特産品の開発を推進し経済を活性化させます。
- 民・産・学・官のネットワーク化とともに、食・健康・医療関連研究企業の誘致を進めます。
- 大学や研究機関などと連携し、食と農についての学術的な研究・提案を行い、科学的な根拠を加えた地域ブランドの確立に努めます。

【食の情報発信による富士宮ブランドの確立（食）】

- 良質な水とその水を育む環境を積極的に情報発信し、付加価値の高い農林水産物の創出を図ります。

- 日本酒や農畜産物、ニジマス、野生鳥獣肉（ジビエ）などの地場産品に、ストーリー性や付加価値を付けて全国に情報発信することでブランド力を上げ、観光交流人口の増加につなげていきます。
- 観光客に向けて富士宮の地域食材の情報を発信し、地域全体のブランド化を図ります。
- 食の情報発信やブランド化など、ソフト面に特化した人材育成に取り組みます。

【農業・畜産・林業・養鱒業の振興（農林水産業）】

- 地域特産品を観光や商業などと連携しながら広く紹介するなど販売の強化に努めます。
- 消費者の安全・安心志向に的確に応えることができるよう、本市の農産物を材料とした優良な加工品を研究開発することにより、地域特産品のブランド化を進め、消費の拡大に努めます。
- 消費者ニーズに応えた高品質・高付加価値によるブランド化への支援や安全で安心な畜産物の提供により、販路及び消費の拡大に努めます。
- 森林経営計画等を用いた集約化による効率的な森林整備を進め、富士ヒノキのブランド化の推進や首都圏への新たな販路拡大により、経営の改善を図ります。
- 市の魚「にじます」を、観光や商業などと連携しながら広く紹介するとともに、消費の拡大に取り組みます。

成果指標	現状値 (H26)	→	目標値 (R3)	備考
●ニジマスの出荷額を維持します。	3.5 億円	→	3.5 億円	

【観光基盤の整備、観光客誘致の推進（観光）】

- ホテル誘致や既存宿泊施設の改修などにより、国内外からの観光客が滞在できる環境を整備します。
- 魅力ある観光資源、特産品やイベントの魅力を伝え、更なる誘客を図ります。
- まちなかの回遊性を高め、観光客が長時間滞在するための取組を図ります。

成果指標	現状値 (H26)	→	目標値 (R3)	備考
●宿泊者を増やします。	19 万人	→	21 万人	
●観光客を増やします。	598 万人	→	631 万人	

4 施策の基本方針

(富士宮市中小企業振興基本条例第10条より)

(1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること

中小企業者が自ら経営資源を活用し、新製品の開発やサービスの新たな提供方法を導入することにより、経営の改善が図られるとともに、資金・設備・技術・人材などの経営基盤の充実を図るため、知的財産権の取得に要する経費への補助をするとともに、小規模事業者の経営の安定化を図るため、小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）への利子補給による支援をしていきます。

また、川崎市との連携により、大企業や研究機関が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の製品開発や技術力の高度化・高付加価値化を促進します。

(2) 中小企業者の創業を促進すること

中心市街地の活性化を図るとともに、創業予定者が円滑に創業できるように、商店街の空き店舗・空地への出店者に対する補助制度などによる支援を継続していきます。

また、創業支援事業者（経済団体、金融機関等）との連携により、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の策定（認定）により、起業のためのワンストップ相談窓口を新たに設置するとともに、創業に必要な知識が身に付くセミナーの開講など、創業者へのマッチング支援などを実施していきます。

(3) 中小企業者における人材の確保及び育成並びに労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること

勤労者の生活環境の改善や教育に要する経費の緩和を図るため、住宅資金融資に対する利子補給制度や生活・教育資金などへの協調融資制度により支援していきます。

また、富土地域へ就業を希望する学生と、優秀な人材の確保が必要な企業との雇用機会の場を創出する、富士・富士宮地区合同企業ガイダンスや、市内企業などへのUターン就職を検討している学生と保護者を対象とした就職セミナーなどを開催し、首都圏などからのUIJターンによる就職を支援するとともに、中小企業の人材確保を図ります。

(4) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること

優良企業の誘致を推進するとともに、既存企業の事業規模拡大を目的とした設備投資を促進するため、新たに操業開始した企業に対して、用地取得及び従業員の新規雇用に要する経費や設備投資に要した経費への補助制度などにより、中小企業の設備投資などに伴う資金への支援をしていきます。

(5) 地場産品の消費及び販路拡大を図ること

豊富な農水畜産物を利用した特産品や中小企業者が生産する製品等が多くの消費者に認識されるとともに、国内外での販路拡大を図るため、市外で開催する製品

展示会等への出展に要する経費や地場の農水畜産物を利用した特産品の開発と販売等に要する経費への補助制度などにより支援していきます。

また、木造住宅への富士ヒノキの積極的な活用を促進するため、富士ヒノキを使用した新築住宅を建設した市民に対して、市内の加盟店舗で使用できるクーポン券を交付して、木材産業の振興を図るとともに、地元の中小店舗での消費喚起を促します。

(6) 市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努めること

工事・請負等の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮しながら、「市内でできるものは市内で」という考え方を基本とした指名業者の選定を推進し、中小企業者の受注機会の増大に取り組むことで、中小企業者の経営基盤の強化を支援していきます。

※ その他、中小企業の振興に関連すること

中小企業振興基本条例の規定に基づき、中小企業の実態を把握するとともに、広く中小企業者の意見を聴き、施策の策定に反映するため、市内の中小企業を対象として実態調査を行い、経営環境や事業活動、雇用状況、現状への課題やニーズなどの調査・分析することにより、中小企業の実態に即した施策を策定します。

5 中小企業振興関連事業

【1】事業一覧表

(1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	知的財産権取得費補助制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	知的財産権に係る一般向けセミナー	商工振興課 (知財戦略・商業係)
3	弁理士相談	商工振興課 (知財戦略・商業係)
4	小口資金及び短期経営改善資金融資制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
5	中小企業育成融資制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
6	ホテルの里づくり奨励金事業	観光課 (観光企画係)
7	小規模事業者経営改善資金利子補給制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
8	広域知的財産交流事業	商工振興課 (知財戦略・商業係)

(2) 中小企業者の創業を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	商店街空き店舗等対策事業費補助制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	産業競争力強化法に基づく創業支援	商工振興課 (知財戦略・商業係)

(3) 中小企業者における人材の確保及び育成並びに労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	勤労者住宅建設資金利子補給制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
2	勤労者生活資金貸付制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
3	勤労者教育資金貸付制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
4	技能功労者表彰事業	商工振興課 (工業振興・労政係)
5	働く人の労働安全衛生講座	商工振興課 (工業振興・労政係)
6	障害者雇用環境整備事業	障がい療育支援課 (障がい支援係)
7	UIJターン者就業支援事業	商工振興課 (工業振興・労政係)
8	現場従業員安全研修	商工振興課 (工業振興・労政係)
9	奨学金返還支援助成制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
10	企業紹介ガイドブック作成業務	商工振興課 (工業振興・労政係)

(4) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	企業立地促進事業費補助制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
2	企業立地支援事業補助制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
3	産業振興事業費補助制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
4	中間前金払制度	契約管理課(契約係)

(5) 地場産品の消費及び販路拡大を図ること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	中小企業新技術・新製品出展事業費補助制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	特産品開発・付加価値向上等推進事業	農業政策課 (食のまち推進室)
3	地域食材に関する情報集約及びマーケティングに関する調査	農業政策課 (食のまち推進室)
4	優良食飲名簿(食のまち富士宮ぐるめガイド)の発行	農業政策課 (食のまち推進室)
5	富士ヒノキの家・宮クーポン事業	農業政策課 (林業係)
6	フードバレースマートフォンサイト運営事業	農業政策課 (食のまち推進室)

(6) 市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努めること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	住宅リフォーム宮クーポン事業	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	「市内でできるものは市内で」の考え方を基本とした指名業者の選定（取扱い）	契約管理課(契約係)
3	簡易な修繕等受注者登録制度	契約管理課(契約係)

※その他、中小企業の振興に関連すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	富士宮市移住・就業支援金	企画戦略課 (地域政策推進室)
2	導入促進計画に基づく先端設備等導入計画の認定	商工振興課 (工業振興・労政係)

【2】事業概要等 (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段: 目標値(各年度)					
				下段: 実績値(各年度)					
(1)-1	知的財産権取得費補助制度	H19	1,100	補助金交付件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				6	6	6	6	6	6
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
3	10	9	6	7					
(1)-2	知的財産権に係る一般向けセミナー	H15	29	セミナー参加者数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				25	25	25	25	25	25
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
12	19	17	18	17					
(1)-3	弁理士相談	H15	264	相談受付件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				25	25	25	25	25	25
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
39	30	31	31	40					
(1)-4	小口資金及び短期経営改善資金融資制度	不明	872	融資件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				133	96	70	70	70	70
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
102	68	70	61	36					

事業概要等	担当課
<p>【目的】 中小企業者等の新製品の開発等を促し、競争力や経営基盤の強化を図る。</p> <p>【概要】 知的財産権の取得に要する費用の一部を補助する。 ○補助率及び上限額 1/2以内 特許権は上限20万円、その他は上限10万円 ○補助対象経費 特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願に要する費用</p>	商工振興課
<p>【目的】 弁理士による知的財産権に係るセミナーを実施することにより、権利の適正な保護及び利用の促進を図る。</p> <p>【概要】 日本弁理士会との協定と日本弁理士会東海支部との覚書に基づき、日本弁理士会東海支部から派遣を受けた弁理士が知的財産権に係るセミナーを実施する。</p>	商工振興課
<p>【目的】 弁理士が産業財産権の取得に関する相談に応じることにより、権利の適正な保護及び利用の促進を図る。</p> <p>【概要】 毎月第4金曜日の午後3時から5時まで、1件あたり30分の割当てで、知的財産権に係る相談業務を実施する。</p>	商工振興課
<p>【目的】 市内中小企業の経営の安定及び合理化を促進する。</p> <p>【概要】 小口資金及び短期経営改善資金融資制度に同意した金融機関に対し利子を補給する。 ○小口資金 資金用途: 運転資金・設備資金 貸付限度額: 700万円 返済期間: 5年以内 利子補給率: 基準金利2.08%のうち0.48%を補助 ○短期経営改善資金 資金用途: 運転資金 貸付限度額: 700万円 返済期間: 5ヶ月以内 利子補給率: 基準金利2.06%のうち0.3%を補助(県利子補給率0.26%)</p> <p>【連携課・関係機関等】 市内金融機関、静岡県信用保証協会</p>	商工振興課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(1)-5	中小企業育成融資制度	不明	10,000	融資件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				190	300	400	400	400	400
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				416	434	402	306	239	
(1)-6	ホテルの里づくり奨励金事業	—	200	奨励金交付件数					
				H28	H28	H29	H30	R1	R2
				10	10	10	10	10	10
				H28	H28	H29	H30	R1	R2
				10	10	9	5	7	7

事業概要等	担当課
<p>【目的】 中小企業の育成と振興を図るため。</p> <p>【概要】 中小企業団体(中小企業等協同組合、商工組合など)で、市内に事務所または事業所を有する団体及びその構成員への融資制度であり、当市からの預託金を原資に、商工中金が融資を実行、管理している。</p> <p>○資金用途: 運転資金・設備資金 ○貸付限度額: 1組合 200億円、1構成員 20億円 ○返済期間: 運転資金: 10年以内(据置2年以内) 設備資金: 15年以内(据置2年以内) ○返済方法: 割賦返済(元金、元利均等)、短期は一括返済あり ○利率: 短期(1年未満) 1.48%以上、長期(1年以上) 1.50%以上</p> <p>【連携課・関係機関等】 商工組合中央金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 水資源や河川などの自然環境を大切に、ホテルの自生地の保全・再生を図るとともに、こだわりの魅力あるまちづくりを推進するため、ホテルの保護・育成をととした自然環境保全活動を支援する。</p> <p>【概要】 ホテルの保護・育成をととした自然環境保全活動を行う自治会、学校、特定非営利活動法人等市に対し奨励金を交付する。</p> <p>○交付対象 ホテルの保護・育成をととした自然環境保全活動を行う自治会、学校、特定非営利活動法人等 ○奨励金の額 1団体に付き年額20,000円</p>	観光課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(1)-7	小規模事業者経営改善資 金利子補給制度	H28	1,054	補助金交付件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	22	25	20	20	20
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
0	25	18	36	35					
(1)-8	広域知的財産交流事業 (R3から中小企業総合支 援事業 ビジネスコネク ふじのみや)	H27	6,178	成約実績件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				1	1	2	2	1	1
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
0	1	2	0	0					

事業概要等	担当課
<p>【目的】 小規模事業者の経営の安定化を図る。</p> <p>【概要】 (株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資)を借り受けた小規模事業者に対し、その利子を一部補助する。 ○利子補給金額 (株)日本政策金融公庫に支払ったマル経融資に係る利子のうち、年利0.5%相当 ○利子補給期間 2年以内</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所・芝川商工会 (株)日本政策金融公庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 地域産業活性化を目指し、大企業・研究機関が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の製品開発や技術力の高度化、高付加価値化を支援する。</p> <p>【概要】 知的財産交流会の開催 川崎市が実施している「川崎モデル」を調査・研究し、「富士宮モデル」を構築する。 知財コーディネータを配置し、市内の企業を訪問し、当該企業の課題や問題点を抽出し、伴走型の経営支援を実施する。</p> <p>R3から中小企業総合支援事業 ビジネスコネクトふじのみやへ移行</p>	商工振興課

(2) 中小企業者の創業を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段: 目標値(各年度)					
				下段: 実績値(各年度)					
(2)-1	商店街空き店舗等対策事業費補助制度	H26	5,000	補助金を活用して出店した店舗数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				5	5	4	4	4	4
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
2	4	7	5	3					
(2)-2	産業競争力強化法に基づく創業支援	H28	780	創業者数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				9	9	9	9	9	9
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
4	8	12	12	7					

事業概要等	担当課
<p>【目的】 中心市街地の活性化と地域経済の発展を図る。</p> <p>【概要】 商店街の空き店舗、空地利用の出店者(創業者)に対して、店舗の改修費用等の一部を補助する。</p> <p>○補助率及び上限額 空き店舗は1/2以内で上限100万円 (ただし飲食サービス業は上限200万円) 空地は1/2以内で上限200万円 (ただし飲食サービス業は上限300万円)</p> <p>○補助対象経費 店舗内外装改修費・店舗建築費・備品購入費</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所、富士宮信用金庫、公益財団法人みやしん地域振興協力基金 富士宮商店街連盟</p>	商工振興課
<p>【目的】 地域における新たな需要の掘り起こしや雇用の創出を促すため、富士宮市・富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫が連携して創業支援を行う。</p> <p>【概要】 市に創業支援のワンストップ窓口を新たに設置するとともに、創業に必要な「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4つの知識が身に付く創業塾を開講するなど、富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫の各機関が創業者支援に向けタッグを組み伴走型の支援を行う。</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所・芝川商工会 富士宮信用金庫</p>	商工振興課

(3) 中小企業者における人材の確保及び育成並びに労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段: 目標値(各年度)					
				下段: 実績値(各年度)					
(3)-1	勤労者住宅建設資金利子補給制度	H23	7,225	新規融資件数(件)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				30	40	37	37	40	40
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
41	39	40	40	40					
(3)-2	勤労者生活資金貸付制度	S60	9,488	新規融資件数 (融資率/%)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				6 (75.00)	6 (75.00)	6 (75.00)	6 (75.00)	6 (75.00)	6 (75.00)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
3 (49.07)	7 (97.20)	5 (100)	8 (99.20)	2 (42.67)					
(3)-3	勤労者教育資金貸付制度	H10	131,388	新規融資件数 (融資率/%)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				40 (66.66)	25 (80.00)	25 (80.00)	25 (80.00)	25 (80.00)	25 (80.00)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
28 (52.72)	27 (64.17)	34 (91.20)	36 (95.93)	34 (100)					
(3)-4	技能功労者表彰事業	S60	402	表彰者数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				28	28	20	20	10	10
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
24	13	19	9	12					

事業概要等	担当課
<p>【目的】 市内に居住する勤労者の住宅の建設、購入又は増改築の促進を図る。</p> <p>【概要】 市内に自ら居住する住宅を建築、購入、増改築するため、又は宅地を購入するため、静岡県労働金庫の住宅融資を借り受ける勤労者を対象に利子の一部を補助する。 ○利子補給率 0.3%/年 ○利子補給期間 10年 ○借入金限度額 1,000万円</p> <p>【連携課・関係機関等】 静岡県労働金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 市内に居住する勤労者の生活の安定及び改善を図る。</p> <p>【概要】 市内に居住する勤労者の生活の安定及び改善に要する資金に充てるため、静岡県労働金庫と協調融資を実施する。 ○融資枠 7,500千円(預託金3,000千円の2.5倍) ○限度額 一般:2,000千円/件、育児休業等:1,000千円/件 ○利率 一般:1.80%、育児休業等:1.30% ○借入期間 5年以内</p> <p>【連携課・関係機関等】 静岡県労働金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 市内に居住する勤労者の教育に要する費用の緩和を図る。</p> <p>【概要】 勤労者又はその子弟の大学への進学時又は大学等の在学中における教育のために要する資金に充てるため、静岡県労働金庫と協調融資を実施する。 ○融資枠 75,000千円(預託金30,000千円の2.5倍) ○限度額 3,000千円/件 ○利率 1.50% ○借入期間 15年以内</p> <p>【連携課・関係機関等】 静岡県労働金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 永く同一の職業に従事し、技能の練磨及び後進の育成等により産業の向上に寄与し、功績のあった技能者を表彰し顕彰する。</p> <p>【概要】 各技能職団体又は個人からの推薦により、富士宮市技能功労者表彰選考委員会を経て対象者を決定し、毎年11月に表彰を実施している。 ○表彰の基準 ・11月1日現在において、同一の職業に30年以上従事している者で、年齢60才以上のもの ・すぐれた技能を有し、引き続きその職業に従事する者で、原則として後進の模範と認められるもの ○対象となる職業 富士宮市技能功労者表彰要綱に定められた52職種及び市長が認める職種</p>	商工振興課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(3)-5	働く人の労働安全衛生講座	H5	50	セミナー参加者数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				60	60	60	60	60	60
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
52	31	43	36	19					
(3)-6	障害者雇用環境整備事業	H25	—	富士特別支援学校富士宮分校の一般企業就職率 (市内生徒分)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				75.00	75.00	75.00	75.00	75.00	75.00
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
67.00	100.00	88.00	88.89	80.00					
(3)-7	UIJターン者就業支援事業	H28	1,630	合同企業ガイダンス出展企業数 (参加求職者数)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				100 (300)	100 (300)	100 (300)	100 (300)	100 (300)	100 (300)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
103 (333)	109 (203)	134 (175)	129 (135)	0 (0)					

事業概要等	担当課
<p>【目的】 勤労者の労働安全衛生等についての基礎知識の普及を図る。</p> <p>【概要】 外部講師もしくは庁内の専門職員により、労働安全衛生等に関するセミナーを実施する。</p> <p>【連携課・関係機関等】 健康増進課</p>	商工振興課
<p>【目的】 障害のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会を目指す。</p> <p>【概要】 県立富士特別支援学校富士宮分校の生徒を対象に、工場見学や職場実習の受け入れなどについて、企業側との連携により実施することで、生徒の職業観を育み、業務の適性を見出すとともに、就労と雇用のミスマッチを減らす。また、障害者雇用で課題となる通勤手段は「宮タク」の利用により、バス運賃並みの低料金での送迎も可能となっている。 ※企業の設備投資に対する産業振興事業費補助金は、障害者を新規雇用した場合については、設備投資額の要件を緩和している。</p> <p>【連携課・関係機関等】 商工振興課、市民生活課交通対策室 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校</p>	障がい療育支援課
<p>【目的】 労働力確保による地域産業の振興を目的として、首都圏などからのUIターン希望者への就業の支援を図るとともに、市内中小企業等の企業情報などを情報発信する。</p> <p>【概要】 首都圏などからのUIターン就職を促進する合同企業ガイダンスや就職セミナーなどを開催します。 ○富士・富士宮地区合同企業ガイダンス ○保護者及び学生を対象に就職セミナーならびに就職ガイダンス ○移住定住ポータルサイトと連携し市内企業の情報発信 など</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所・芝川商工会 富士市産業経済部商業労政課、富士商工会議所・富士市商工会 ハローワーク富士・富士宮 常葉大学 富士キャンパス</p>	商工振興課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(3)-8	現場従業員安全研修	H29	60	研修参加者数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	40	40	40	40	40
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
—	20	60	60	0					
(3)-9	Uターン者等促進奨学金 返還支援助成金	H30	1,200	奨学金返済助成金交付件数(件)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	10	10	10	10
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
—	—	4	11	8					
(3)-10	企業紹介ガイドブック作成 業務	R1	2,000	企業紹介ガイドブック作成数(冊)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	—	3,000	2,000	2,000
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
—	—	—	3,500	2,000					

事業概要等	担当課
<p>【目的】 主に中小企業の製造業入社3年目頃までの現場従業員を対象に、適切な安全衛生意識の定着や徹底を図る。</p> <p>【概要】 市内大手企業の連携・協力により、同社が保有する研修施設及び講師による体験型の安全研修を実施する。</p> <p>【連携課・関係機関等】 テルモ(株)富士宮工場</p>	商工振興課
<p>【目的】 Uターン者の奨学金返済を支援することで、帰省意識を促すとともに、中小企業の雇用機会を創出し、雇用対策を強化する。また、若者が働きやすい環境の創出に向け、雇用主の理解を深めるためのセミナーを開催することにより、市内雇用環境の充実を図り、「富士宮で働きたい」と思う街とすることを目的に実施する。</p> <p>【概要】 1 交付対象者(下記①～③の全てに該当するもの) ①奨学金を返済予定または返済中であること。〈奨学金の条件〉 ②市内の中小企業で、かつ市が開催する雇用主向けの雇用環境改善講座を受講した企業に就労した者。〈就労先の条件〉 ③就労後に富士宮市に住所をおく者。〈居住場所の条件〉 2 助成金額 奨学金残金の1/2もしくは、12万円/年のうち、いずれか低い額。 3 助成期間 2カ年</p>	商工振興課
<p>【目的】 進学や就職を控える年代が、改めて地域の産業や歴史を見直し郷土への興味や関心を深め、地域に根ざした人材育成と地域活力の強化を図る。</p> <p>【概要】 高校生が地域課題の解決等を通じた研究的な学びの際の副読本として活用できる地域企業紹介ガイドブックを作成する。</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮市高校生議会</p>	商工振興課

(4) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段: 目標値(各年度)					
				下段: 実績値(各年度)					
(4)-1	企業立地促進事業費補助制度	H9	53,500	補助金交付件数 (補助金額/千円)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				1 (53,000)	1 (69,000)	1 (263,90)	1 (131,79)	1 (50,000)	1 (100,000)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
1 (51,000)	1 (66,000)	1 (252,400)	1 (128,798)	0 (0)					
(4)-2	企業立地支援事業費補助制度	H23	72,405	補助金交付件数 (補助金額/千円)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				1 (5,197)	2 (24,329)	2 (24,015)	2 (37,138)	4 (70,563)	4 (70,563)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
1 (4,917)	2 (24,094)	2 (23,107)	4 (30,472)	4 (54,638)					
(4)-3	産業振興事業費補助制度	H19	38,289	補助金交付件数 (補助金額/千円)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				4 (87,038)	5 (197,54)	7 (64,286)	4 (16,614)	1 (1,350)	1 (1,350)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
4 (77,616)	4 (188,24)	7 (60,402)	4 (14,283)	1 (1,350)					
(4)-4	中間前金払制度	H26	—	中間前払金支払件数 (支払金額/百万円)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				14 (58)	17 (119)	16 (100)	7 (37)	13 (135)	13 (135)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
17 (119)	16 (100)	7 (37)	13 (135)	2 (10)					

事業概要等	担当課
<p>【目的】 企業の誘致を推進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図る。</p> <p>【概要】 1,000㎡以上の用地を取得し、工場等を新設して操業開始をした企業(製造業等)に対して、用地取得及び従業員の新規雇用に要する経費の一部について、補助金を交付する。 ○交付要件等 ・用地取得後3年以内の操業 ・従業員が業務開始時に市民10名以上、市民新規雇用1名以上又は雇用維持かつ生産性の向上10%以上等 ○補助対象経費及び補助額 ・土地 用地取得に要した金額の20%(成長分野は30%) ・新規雇用 1人当たり50万円</p> <p>【連携課・関係機関等】 静岡県企業立地推進課</p>	商工振興課
<p>【目的】 市内への企業誘致を推進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図る。</p> <p>【概要】 1,000㎡以上の用地を取得し、操業開始をした企業に対して、建物と償却資産に係る固定資産税相当額を補助金として交付する。 ○交付要件等 ・企業立地促進事業費補助金の交付を受けていること ・設備投資額(製造業等):中小企業は1億円(以外は3億円)以上(ソフトウェア業等):中小企業は3千万円(以外は1億円)以上 ・市民新規雇用1名以上又は雇用維持かつ生産性の向上10%以上 ○補助対象経費及び補助額 ・家屋及び償却資産 固定資産税相当額(3年分)</p>	商工振興課
<p>【目的】 地域産業の活性化と雇用促進を図る。</p> <p>【概要】 市内企業で工場等を新設、増設又は移設等により、事業規模を拡大した企業に対して、設備投資(土地・家屋・償却資産)に係る固定資産税等相当額及び新規雇用に要する経費の一部について、補助金を交付する ○交付要件等 ・設備投資額(製造業等):中小企業は1億円(以外は3億円)以上(ソフトウェア業等):中小企業は3千万円(以外は1億円)以上 ・市民新規雇用1名以上又は雇用維持かつ生産性の向上10%以上 ※新規雇用者が障害者の場合、設備投資額の要件は除く ○補助対象経費及び補助額 ・土地及び家屋 固定資産税・都市計画税相当額(2年分) ・償却資産 固定資産税相当額(1年分) ・新規雇用 1人当たり50万円</p>	商工振興課
<p>【目的】 市が発注する建設工事において、中間前払金を支払うことにより、建設業者の資金繰りの円滑化を図る。</p> <p>【概要】 市が発注する建設工事において、建設業者の資金繰りを円滑化することを目的に、従来の前払制度(契約金額の40%以内)に加え、中間前払(20%以内)を行うもの。</p> <p>【連携課・関係機関等】 東日本建設業保証(株)静岡支店</p>	契約管理課

(5) 地場産品の消費及び販路拡大を図ること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(5)-1	中小企業新技術・新製品 出展事業費補助制度	H15	1,700	補助金交付件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				25	25	25	25	25	25
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				22	22	11	12	2	
(5)-2	特産品開発・付加価値向 上等推進事業	H8	450	開発商品数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				3	3	3	3	3	3
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				3	4	2	2	2	
(5)-3	地域食材に関する情報集 約及びマーケティングに関 する調査	H27	—	—					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	—	—	—	—
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	—	—	—	
(5)-4	優良食飲名簿(食のまち富 士宮ぐるめガイド)の発行	H24	1,200	掲載店舗数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				70	71	80	110	120	120
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				65	74	109	121	125	

事業概要等	担当課
<p>【目的】 市内中小企業者等の販路拡大を支援する。</p> <p>【概要】 市外の展示会等への出展に要する費用の一部を補助する。 ○補助率及び上限額 1/2以内で上限20万円 ○補助対象経費 会場使用料・小間内の装飾・備品借上料</p>	商工振興課
<p>【目的】 当市の豊富な農水畜産物を利用した特産品の開発並びに既存農水畜産物に付加価値をつけてブランド化し、産地化を推進する事業として、農水産業関係者が組織する団体に対して助成して、農水産物加工品の研究開発を推進する。</p> <p>【概要】 農業関係者又は水産業関係者が組織する団体に対して、地場の農水産物を利用した特産品の開発と販売等に要する経費の2分の1以内の補助金を交付する。</p>	農業政策課
<p>【目的】 富士宮市内にある多くの食資源や食材の強みなどの情報を取りまとめ、その調査結果を広く市民と共有することを目的とする。また、市民をはじめ地域の商店や料理店、加工業者などが調査結果を活用することにより、地域食材を使ったレシピや商品開発などに、更に農商工連携や食の6次産業化の推進に繋げる。</p> <p>【概要】 東京農業大学国際食料情報学部フードビジネス研究室に委託して、市内の食関連事業者等の調査を実施して情報を集約する。</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮市フードバレー推進協議会 東京農業大学</p>	農業政策課
<p>【目的】 市内飲食店等観光客誘客を図り、産業振興に繋げる。</p> <p>【概要】 「食のまち富士宮ぐるめガイド」を作成し、特産品の紹介や特色あるものを掲載し広く市民や観光客に配布する。</p>	農業政策課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(5)-5	富士ヒノキの家・宮クーポン事業	H25	5,070	補助金交付件数					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				15	15	15	15	15	15
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				12	8	13	14	14	
(5)-6	フードバレースマートフォンサイト運営事業	H27	800	掲載店舗数(累計)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				170	210	240	270	270	270
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				170	210	240	240	240	

事業概要等	担当課
<p>【目的】 木造住宅への富士ヒノキの積極的な活用を促進することにより、森林環境を保全し、林業及び木材産業の振興に寄与する。</p> <p>【概要】 富士ヒノキを使用した新築住宅を建設した市民に対してクーポン券を交付する。なお、クーポン利用可能店舗は市内の加盟店に限定するとともに、一部を中小規模店舗のみで利用可能なクーポン券とし、市民の地元店舗での消費喚起を促す。 (事業連携している富士宮商工会議所へ市から補助金を交付)</p> <p>○対象工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社を持つ法人や個人の業者が建築 ・木造工事の木材総使用量の内、富士ヒノキ使用割合が20%以上の住宅 <p>○交付クーポン券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯 25万円分のクーポン券 ・子育て世帯 30万円分のクーポン券 ・三世代同居世帯 35万円分のクーポン券 ・SGEC森林認証材加算 5万円分のクーポン券 <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所</p>	農業政策課
<p>【目的】 フードバレー構想を基軸とした富士宮の魅力ある様々な地域情報をウェブ上で効果的に発信する。</p> <p>【概要】 富士宮やきそば、フードバレーふじのみや、旅観光&富士山をカテゴリーとし、利用者増加となるよう最新の情報や富士宮市の魅力ある情報を定期的に更新していく。(株式会社おかオンラインへ委託)</p> <p>【連携課・関係機関等】 観光課、商工振興課、富士山世界遺産課、情報発信課、花と緑と水の課</p>	農業政策課

(6)市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努めること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(6)-1	住宅リフォーム宮クーポン事業	H23	39,600	宮クーポン交付金額(千円)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				30,000	33,000	39,600	39,600	39,600	39,600
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				26,600	32,477	37,423	38,900	39,400	
(6)-2	「市内でできるものは市内で」の考え方を基本とした指名業者の選定(取扱い)	—	—	全会計における市内業者発注率 ※建設工事・業務委託・物品購入の合計契約件数の内、市内業者の割合					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				57.70	56.40	55.50	56.76	59.17	59.17
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				56.40	55.50	56.76	59.17	58.46	
(6)-3	簡易な修繕等受注者登録制度	—	—	発注件数 (発注金額/千円)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				439 (39,190)	477 (55,756)	522 (58,953)	572 (66,959)	510 (57,948)	550 (60,000)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				477 (55,756)	522 (58,953)	572 (66,959)	510 (57,948)	607 (76,708)	

事業概要等	担当課
<p>【目的】 住宅関連施工業者を中心とした地域経済の活性化、並びに市民の居住環境の改善及び市民消費の活性化を図る。</p> <p>【概要】 30万円以上の住宅リフォーム工事に対してクーポン券を交付する。なお、クーポン利用可能店舗は市内の加盟店に限定するとともに、一部を中小規模店舗のみで利用可能なクーポン券とし、市民の地元店舗での消費喚起を促す。(事業実施主体である富士宮商工会議所に市から補助金を交付)</p> <p>○対象工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社を持つ法人や個人の施工業者に発注した工事 ・住宅リフォーム工事費が30万円以上の工事 <p>○交付クーポン券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般分 10万円分のクーポン券 ・子育て(未就学児童がいる世帯)世帯 15万円分のクーポン券(H28より) ・新たに三世代が同居する世帯 20万円分のクーポン券(H28より) <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所</p>	商工振興課
<p>【目的】 市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努める</p> <p>【概要】 「市内でできるものは市内で」という考え方を原則とし、同等品の設定を行うことにより、市内業者の受注機会の増大と競争性を確保できるように努めること、業務委託については、市外発注しているものについて市内発注できないか再検討を進めていくことなどを徹底するように各課へ周知するとともに、物品購入にあたっては安易に市外業者に発注せず、目的に沿ったもので市内業者が扱える製品を積極的に用いること、業務委託についても、市外業者への委託は、市内発注を進めていけるように分析を行い、分離・分割発注を含め検討している。 契約担当課としては、入札、落札制度において、市内業者の受注機会を増加することができるように、適正な競争を確保することを前提に研究している。</p> <p>【連携課・関係機関等】 庁内各課</p>	契約管理課
<p>【目的】 市が発注する請負金額50万円未満の簡易な修繕及び修理を対象に地域の中小企業者の受注機会の増大に努める</p> <p>【概要】 受注者登録を事業所を構える中学校区単位で行い、市が発注する際には、中学校区内の登録事業者が発注するもの。「市内でできるものは市内で」という考え方をさらに進め、より密接な関係にある地域内事業者の受注機会の増大に努めている。 制度の有効な活用を図るため、市の発注担当課には、簡易な修繕等受注者登録者に発注するように庁内メール等で通知している。</p> <p>【連携課・関係機関等】 庁内各課</p>	契約管理課

(他)その他、中小企業の振興に関連すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R3予算額 (千円)	成果指標					
				上段:目標値(各年度)					
				下段:実績値(各年度)					
(他)－ 1	富士宮市移住・就業支援 金	H31(R1)	4,000	移住・就業支援金交付件数(件)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	—	5	4	4
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	—	1	1	
(他)－ 2	導入促進計画に基づく先 端設備等導入計画の認定	H30	—	先端設備等導入計画認定件数(件)					
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	30	35	40	40
				H28	H29	H30	R1	R2	R3
				—	—	55	68	53	

事業概要等	担当課
<p>【目的】 市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、首都圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。)から富士宮市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、市内への移住者を増やすとともに、市内で働く勤労者の増加にもつなげたい。</p> <p>【実施主体】 市及び国、県</p> <p>【概要】 1 交付対象者(移住をした時期により、交付対象条件が一部異なります。) 【平成31年4月1日から令和元年12月31日までに移住をされた方の場合】 ・移住する直前に連続して5年以上、東京特別区に在住していたこと、又は連続して5年以上、首都圏(※1)の市区町村(条件不利地域(※2)を除く)に在住し、連続して5年以上、東京特別区に通勤していたこと 【令和2年1月1日以降に移住をされた方の場合】 ・移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、東京特別区に在住していたこと、又は移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、首都圏の市区町村(条件不利地域を除く)に在住し、東京特別区に通勤していたこと ・平成31年4月1日以降に移住したこと ・県のマッチングサイト登録の対象企業に就職する、又は県の起業支援事業を受けること ・転入する前に居住していた市区町村において、市区町村税を滞納していないこと ・5年以上定住し、かつ5年以上就業する意思を有していること など</p> <p>※1 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県 ※2 東京都:檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村ほか</p> <p>2 助成金額 2人以上の世帯の場合:100万円 単身の場合:60万円</p> <p>3 申請期限 就業の場合:転入後3ヶ月後から1年以内で、就業して3ヶ月後 起業の場合:転入後3ヶ月後から1年以内で、起業支援事業の交付決定から1年以内</p>	企画戦略課
<p>【目的】 生産性向上特別措置法を活用し、市内中小企業の生産力向上を図るとともに、老朽化した設備の更新などによる労働環境の向上に繋がる設備投資を促すため、国が定める導入促進指針に基づき市は導入促進計画計画を策定し、企業からの先端設備等導入計画を認定する。 認定を受けた計画には、固定資産税の減免措置や、国が実施する補助事業の優先採択などの措置が受けられる。</p> <p>【概要】 1 交付対象者 中小企業等経営強化法第2条第1項の企業(固定資産税の特例措置については別による)</p> <p>2 認定方法 先端設備等導入計画の確認により認定。</p> <p>3 実施期間 3年間(国の同意の日より3力年)</p>	商工振興課